

◆参考

◇参考となるウェブサイト

① 土壤汚染対策法 http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html
② 土壤汚染対策法施行令 http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html
③ 土壤汚染対策法施行規則 http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html
④ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン http://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/index.html
⑤ 土壤汚染対策法のしくみ（パンフレット） http://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/01.html
⑥ 公益財団法人日本環境協会のホームページ（土壤汚染対策基金について） http://www.jeas.or.jp/dojo/business/grant/
⑦ 平成16年環境省告示4号「負担能力に関する基準の告示」 http://www.jeas.or.jp/dojo/law/files/k05.pdf

◇土壤汚染対策法第14条の条文

（指定の申請）

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。